

## 関係無いは大間違い！？ 相続争いって我が家にも…

平成 25 年 12 月作成



最近の高齢化問題、相続税の増税問題を受けてよく聞くようになった「相続対策」という言葉。漠然と何かしなくてはいけないと思っけていても、具体的に何をすればいいのかわからないという人も多いのではないのでしょうか。

また、「うちはもめるほどの相続財産は無いから関係ない」と思っている人も多いかもしれませんが、税理士が相続についての話をするとどうしても「相続税の話」と思われがちですが、「**相続対策**」は相続税が課税されない人たちにとっても必要なことです。

平成 24 年裁判所司法統計によれば、遺産分割に係る事件数は 11,737 件、うち、調停成立等した件数は 8,791 件（件数の差は取り下げ等）。そのうち遺産総額ごとの件数内訳は下表のとおりとなっています（裁判所 HP より抜粋）。

遺産分割事件のうち認容・調停成立件数(全裁判所)							
遺産総額	1千万円以下	5千万円以下	1億円以下	5億円以下	5億円超	不詳等	計
件数	2,849	3,807	1,003	556	47	529	8,791

現在の相続税の基礎控除の最低金額は 5 千万円（平成 27 年以降は 3 千万円に改正されます）ですから、**裁判所で扱った遺産分割に関する事件のうち、実に 6,656 件、全体の 75% 超の割合が、相続税の課税されないケース**なのです。

勿論、遺産総額が多くなればなるほど被相続人の数も少なくなるため、件数が少なくなるのは当然です。しかし注目すべきは遺産総額が 1 千万円以下（勿論相続税は課税されません）であっても年間 3 千件近くの相続が裁判沙汰になっているということです。1 千万円と言えば首都圏で普通に家一軒持っているだけでも簡単に超えてしまいそうな金額です。また、**裁判には至らないまでも、相続が原因で親族関係が不仲になったり、遺産分割に争いが生じたりしたケースは相当数に上ることが予想されます。**

これらのことから考えても、生前からの相続対策は誰にでも必要なことと言えるでしょう。相続税の課税が見込まれる程の財産をお持ちの場合、更にその必要性は増します。

**相続対策で一番重要なのは「相続人同士がもめない相続をすること」**です。そのためには生前から相続に関してどの程度の財産があるのか、どの財産を誰が相続するのか等を十分に検討し、話し合うことが必要です。仮に親族全員で相談しなくても、

本人の意思としてある程度の方針が決まっているのであれば、遺言書を作成することも有効です。ただし、不用意な遺言書は相続争いを誘発することもあるので気を付けましょう。

また、相続税が課税される場合にはさらに検討しなくてはならない事があります。**相続税について考える場合には、第一に納税資金の問題**があります。その次に、できることから納税額を少なくする、つまり**節税対策**があります。納得できる遺産分割ができるのであれば、**納税資金対策は節税対策よりも重要**です。**節税対策に走るあまりに、納得できる相続ができず、親族関係が不仲になってしまうのであれば本末転倒**です。

今回はこれらの問題に対してどの様な対処法があるのかをお話ししてみたいと思います。

我が家は財産がないから相続争いは関係ない・・・？

